

揖斐川町職員の給与を公表します

人件費とは・・・

人件費とは、職員の給与・手当のほか、町長・議員などの特別職の給料・報酬、各種委員報酬など、またこれらに伴う各組合への負担金などのことをいいます。

平成24年度の決算では次のようになります。

■平成24年度人件費の状況(普通会計) (単位：千円)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
17,109,494	1,878,314	11.0%

給与とは・・・

一般的に「給与」といいますが、「給与」と「給料」の違いはご存知でしょうか。

職員が勤労を提供し、その対価として得るものが「給与」です。給与は、経験年数や学歴、勤務成績などにより決定される「給料」とこれを補完する各種手当とに分けられます。各種手当とは「扶養手当」「通勤手当」「住宅手当」「期末勤勉手当」「時間外勤務手当」などのことです。

■職員給与の予算の状況

普通会計 平成25年4月1日現在(単位：千円)

職員数(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当
315人	1,127,670	174,886	397,978
給与費計(B)		一人当たり給与費(B/A)	
1,700,534		5,399	

※職員手当には退職手当は含まれていません。

職員の平均給与額は・・・

一般会計 平成25年4月1日現在

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	349,630円	43.11歳
技能労務職	242,050円	54.09歳

初任給は・・・

初任給は、新規卒者のように前職がない場合には下記の表のとおり決定されます。

■初任給の状況(一般行政職) 平成25年4月1日現在

区分	決定初任給
大学卒	172,200円
短大卒	152,800円
高校卒	140,100円

級別職員数の状況

平成25年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的職務内	主事	主任	係長・主査	課長補佐	課長・主幹	次長	部長	
職員数(人)	36	29	120	32	42	20	8	287
構成比(%)	12.5	10.1	41.8	11.2	14.6	7.0	2.8	100.0

(注) 揖斐川町職員の給与に関する条例の給料表区分に基づく技能労務職、医療職を除く職員数です。

特別職の報酬等の状況

平成25年4月1日現在

区分		給与月額	期末手当	
給料	町長	750,000円	6月期	1.90月分
	副町長	600,000円	12月期	2.05月分
			計	3.95月分

区分		給与月額	期末手当	
報酬	議長	300,000円	6月期	1.90月分
	副議長	260,000円	12月期	2.05月分
	議員	250,000円	計	3.95月分

職員手当の状況

平成25年4月1日現在

区分	期末	勤勉	
期末・勤勉手当支給割合	6月期	1.225月分	
	12月期	1.375月分	
	職務上の段階などに応じた加算措置・・・有		
退職手当(支給率)	退職事由	自己都合	定年・勸奨
	勤続25年	32.83月分	38.95月分
	最高限度額	55.86月分	55.86月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		

扶養手当	配偶者は月額13,000円 配偶者がいない場合は1人目は11,000円 その他の扶養親族は月額6,500円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算
住居手当	月額12,000円を超える家賃の額に応じ、最高で27,000円まで
通勤手当	①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ最高55,000円まで ②自動車等使用者 片道2km以上の職員に対して、距離に応じ月額2,000円から24,500円まで

職員数の状況

各年4月1日現在

区分	職員数		増減
	平成24年度	平成25年度	
一般行政部門	283人	272人	▲11
教育部門	47人	43人	▲4
公営企業等部門	9人	9人	±0
合計	339人	324人	▲15



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されています。「確定申告にはお忘れなく!」

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が昨年11月上旬に日本年金機構本部から送付されてきていますので、確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付して下さい。(10月から12月までに納付された保険料については、合算して申告していただきその領収証書もいっしょに添付して下さい。)

また、平成25年10月1日から12月31日までの間にその年はじめて国民年金保険料を納付された方については、今年の2月上旬に送付されています。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告して下さい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のながきに表示されている番号にお問い合わせ下さい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、日本年金機構の「控除証明書専用ダイヤル」をご利用ください。

控除証明書専用ダイヤル

0570(070)117

(ナビダイヤル)

※PHS電話でおかけになる場合は

03(6700)1130

へお電話ください。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。但し、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

「03(6700)1130」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

【ご利用期間・受付時間】

平成26年3月14日(金)まで

平日 月～金曜日

8時30分～17時15分

但し、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19時まで受付

第2土曜日 9時30分～16時

**国民健康保険税
税率改正のお知らせ**

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。加入者は、医療機関の窓口で自己負担分として医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができ、残りの費用は国、県、町や保険税によって支払っています。

近年の高度な診療等による医療費の増加や高齢化の進行、景気の低迷等により、厳しい運営状況となつて

います。

今後も安定した国民健康保険制度を継続していくためには、健全な財政運営を図っていく必要があります。

このため、平成26年度において国保税率の改正をさせていただくこととなりましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

平成26年度の国保税は、次のように改正します。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111

賦課区分		内容	改正前(H25)	改正後(H26)
基礎賦課額 (医療分) ※医療費の支払いにかかる分	所得割額	国保世帯の所得割	4.62%	5.18%
	資産割額	固定資産税割額	29.90%	29.00%
	均等割額	一人当たりの金額	24,300円	25,800円
	平等割額	世帯当たりの金額	21,800円	23,200円
介護分 介護保険の納付金にかかる分 (40歳～64歳の方が対象)	所得割額	国保世帯の所得割	2.00%	2.31%
	資産割額	固定資産税割額	2.00%	2.00%
	均等割額	一人当たりの金額	10,400円	11,000円
	平等割額	世帯当たりの金額	6,300円	6,700円
後期高齢者支援分 ※後期高齢者保険の支援にかかる分	所得割額	国保世帯の所得割	1.60%	1.86%
	資産割額	固定資産税割額	1.00%	1.00%
	均等割額	一人当たりの金額	7,900円	8,000円
	平等割額	世帯当たりの金額	5,800円	5,800円

Information Room
公的個人認証サービス発行・更新業務の一時停止について

2月21日(金)、機器更改に伴い、公的個人認証サービスの発行・更新業務を一時停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○サービス停止期間

2月21日(金)
15時30分～17時15分

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111 (内線211)

Information Room
町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①緑ヶ丘住宅 3戸

・住所 揖斐川町和田386

・建設年度 昭和60年度

・中層耐火構造3階建 3DK

・駐車場 1台

・家賃 13300円

・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。

②島住宅 1戸

・住所 揖斐川町島142

・建設年度 平成10年度

・中層耐火構造3階建 3DK

・駐車場 2台

・家賃 23200円

③六合住宅 1戸

・住所 揖斐川町春日六合112

・建設年度 平成11年度

・中層耐火構造3階建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 25500円

④そらむき住宅(世帯用) 1戸

・住所 揖斐川町西津汲619

・建設年度 平成10年度

・木造2階建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 31200円

⑤そらむき住宅(単身用) 1戸

・住所 揖斐川町西津汲619

・建設年度 平成11年度

・準耐火構造2階建 1K

・駐車場 1台

・家賃 16100円

⑥坂本住宅 1戸

・住所 揖斐川町坂内坂本3376

・建設年度 平成8年度

・木造平屋建 3LDK

・駐車場 2台

・家賃 20600円

■敷金 家賃の3ヶ月分

■入居条件

⑤以外については現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。

・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。

・家賃の他に共益費(上下水の使用料)・共用部分の電気料などが

必要です。

・所得条件あり

※詳しくは窓口にてご相談ください。

■募集期間

2月3日(月)～2月17日(月)

■入居予定日 3月下旬を予定

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課

TEL 22-2111 (内線313)

Information Room
揖斐広域斎場の利用予約について
電話で斎場の予約ができます

斎場の利用については、死亡届の際に申請をしていただいておりますが、3月1日(土)午前0時からは電話で予約ができます。電話予約できるのは、火葬炉および式場等施設の利用のみです。予約後は死亡届を役場に提出し、「埋火葬許可書」および「斎場使用許可書」の交付を受けて下さい。

【電話予約・お問い合わせ先】

揖斐川町役場及び各振興事務所

揖斐川町役場住民課

TEL 22-2111

Information Room
岐阜県交通遺児激励金支給事業について

岐阜県では、5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児の方に激励金をお贈りしています。該当される方は、役場総務課までご連絡ください。

でご連絡ください。

■対象者

毎年5月5日現在、岐阜県内に移住されており、交通事故によりそれまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいらっしゃらない場合はそれに代わる方)を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中(高等専門学校3年終了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む)で満20才未満の方。

交通遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。

■助成金の額(1人当り)

乳幼児および小学生 15000円

中学生 20000円

高校生等 25000円

※申請時から高等学校等就学中(20歳未満)まで支給されます。

■お申し込み期限 3月12日(水)

【お申し込み・お問い合わせ先】

揖斐川町役場総務課

TEL 22-2111

Information Room
岐阜県犯罪被害遺児激励金支給事業について

岐阜県では、5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり犯罪被害遺児の方に激励金をお贈りして

います。該当される方は、役場総務課までご連絡ください。

■**犯罪被害** 通り魔殺人や強盗殺人など、故意の犯罪行為(人の生命または身体を害する行為)により害を被ることをいいます。

■**対象者** 毎年5月5日現在、岐阜県内に移住されており、犯罪被害によりそれまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいらっしゃらない場合はそれに代わる方)を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中(高等専門学校3年終了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む)で満20才未満の方。 ※国の犯罪被害給付制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

※犯罪被害遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。

■**助成金の額(1人当り)**

乳幼児および小学生 150000円
中学生 200000円
高校生等 250000円

※申請時から高等学校等就学中(20歳未満)まで支給されます。

■**お申し込み期限** 3月12日(水)

■**お申し込み・お問い合わせ先**

揖斐川町役場総務課

TEL 22-2111

Information Room
【**自転車の通行方法が変わりました**】

平成25年12月1日施行の改正道路交通法により自転車が行きできる路側帯は「道路左側に設けられた路側帯」に限定されます。

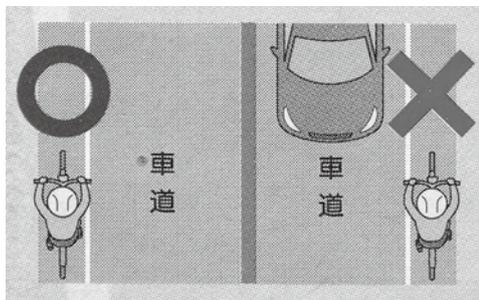
自転車運転するときは車道左側の路側帯を安全な速度と方法で運転しましょう。(著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は除かれます) 但し、次に挙げる自転車は車道左側の歩道を運転することができます。
○13歳未満の児童・幼児が運転する自転車
○70歳以上のお年寄りが運転する自転車

○自転車は安全な運転に支障を生ずる程度に身体に障害がある者

【**お問い合わせ先**】

揖斐警察署

TEL 23-0110



被災地からの活動レポート⑥

いわてけんおおちゃん
岩手県大槌町



派遣職員 高橋 富士夫

6回目の「被災地からの活動レポート」は、復興に向けて進む大槌町の「復興戦略会議」や特産の鮭をPRする「おおつち鮭まつり」の様子を報告します。

大槌町では、来年度から震災後の平成23年度に策定した「復興計画」の見直しのため「復興戦略会議」を開催しています。町内を10地域に分けて開催している「地域復興協議会」、教育や産業などの「テーマ別分科会」、「住民の意向調査」、「高校生の提言」などの意見を集約し、大槌町の復興をどのように進めていくかを話し合うものです。

大槌町の人口は現在1万3千人弱ですが、現在の減少傾向が続いた場合、2040年には8100人になり、高齢化率も人口の半数との予想も出され、産業や医療、また福祉など各分野の代表委員からは、若い人の長期就労できる産業の誘致や仮設住宅の早期解消、被災した病院の早期整備や安心して子供を産み育てる環境の整備、

そしてこの町が存続できるためにも、住民や行政の意識改革が必要であるなどの意見が出されました。

このように復興への課題は多いですが、12月の日曜日には「おおつち鮭まつり」が近くの河川敷で開催され多くの方が来場し、なかでも100匹の鮭のつかみどりコーナーは無料で行われ、子どもたちは笑顔の中にも真剣な表情で大きな鮭を追いかけていました。私も大槌町特産の鮭を使った汁物などをいただきました。また地元食材を使った「フードコンテスト」では「いかハンバーグ」が優勝し、今後町の特産品としてイベント等で出される予定です。少しずつですが復興に向けて歩んでいる印象を受けました。

全国各地で各市町などのキャラクターが活躍していますが、この祭りの中では被災した町のキャラクター「おおちゃん」が復活し、愛らしい表情で子供たちとのひと時を楽しく過ごしていました。今後町のPRに活躍することを期待しています。



おおつち鮭まつりの様子



キャラクター おおちゃん

いび女性ネットワーク講演
会のお知らせ

いび女性ネットワークでは、こころの健康をテーマにした講演会を開催します。みなさまお誘い合わせでご参加ください。

■日時 2月21日(金)
13時30分から15時30分

■場所 揖斐総合庁舎5階大ホール

■講師 吉村 学(揖斐郡北西部地域医療センター長、岐阜大学臨床教授)

■演題 『地域医療、住宅医療の現場からよもやま話』

■参加費 無料

■お問い合わせ先

西濃振興局揖斐事務所振興課
TEL 23-1111(内線206)

Information Room
揖斐川町シルバー人材センター
平成26年度会員募集!

シルバー人材センターは、定年退職者等で60歳以上の働く意欲のある方が会員となり、自身の経験と知識を生かしセンターから提供された業務に就業し、社会参加をする中で生きがいの充実をはかり、ひいては活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする法人です。

当センターでは、平成26年度の会員を次の日程で募集します。是非ご

会員登録会の日程

日時	対象地区	場所
2月24日(月) 午前 9:30	揖斐、胥永	福祉総合支援センター (2階第1会議室)
2月25日(火) 午前 9:30	北方	
2月26日(水) 午前 9:30	小島	
2月27日(木) 午前 9:30	大和、清水	
3月4日(火) 午前 9:30 午後 1:30	中央、美束 六合	春日基幹集落センター
3月5日(水) 午前 9:30 午後 1:30	長瀬、岐礼、高科 名礼、深坂、横蔵、徳積、大洞	谷汲文化会館
3月11日(火) 午前 9:30 午後 1:30	坂本、諸家 廣瀬、川上	坂内振興事務所2階
3月12日(水) 午前 9:30 午後 1:30	東・西津汲、日坂 小津、公正地区	久瀬公民館2階
3月13日(木) 午前 10:00	藤橋	藤橋公民館
3月15日(土) 午前 9:30	全地区	福祉総合支援センター (2階第1会議室)

来場下さい。

尚、年会費(2千円)が必要となります。又、現在会員の方も更新手続きが必要ですのでご来場ください。当日都合の悪い方は、どの会場でも結構です。

① シルバー人材センターについて(研修)

■事業及び入会説明会

② 安全就業のために(研修)

③ 登録項目の確認(面談)

■予定時間 2時間30分程度

受付は、30分前から開始しますので時間迄に受付を終了してください。途中での入退場はできません。

■お問い合わせ先

揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23-0907

Information Room
たにくみ盆梅展開催

今年も、旧谷汲観光資料館で盆梅展を開催します。

谷汲に春を呼ぶ美しい盆梅の数々をご覧ください。

■開催期間

2月15日(土)～3月16日(日)

■場所 旧谷汲観光資料館

■開場時間 10時～16時

※完全閉館時間は16時30分

■入館料(盆梅協力費)

大人300円 中学生以下無料

※団体割引あり

☆開催期間中の毎週日曜日と2月18日(火)豊年祈願祭には先着30名にお抹茶(お菓子付き)を進呈。

■お問い合わせ先

揖斐川町商工会谷汲支部
TEL 55-2231



Information Room

「私が夢見るまちづくりコンテスト」アイデア募集について

みらいのいびがわまちづくり
アイデア募集!

大垣青年会議所では、揖斐川町在住、在勤、在学、出身の方を対象にみらいのいびがわについて広くアイデアを募集します。いただいたアイデアの中から特別審査員による事前審査にて入賞8作品を選考し、6月22日開催の「私が夢見るまちづくりコンテスト」にて発表し、来場者による一般投票でグランプリを決定。入賞とともに表彰いたします。

まちの明るい未来はあなたの「ひとこえ」から!

あなたのアイデアをお聞かせ下さい。

■募集対象者 揖斐川町在住、在学、在勤、出身の方

■募集テーマ

- ①安心・安全で住みやすいまち
- ②地域の魅力が輝くまち
- ③みんなが繋がって暮らすまち
- ④町村合併10周年 これからの揖斐川町

■応募締切 3月9日(日)

■応募方法 応募用紙は揖斐川町役場にてお渡しできるほか、大垣青年会議所ホームページ上の投稿専用フォーム <http://www.ogaki-jc.jp/machidukuri/> を利用下さい。詳しくはお問い合わせ先までお尋ね下さい。

尋ね下さい。

【お問い合わせ先】

一般社団法人大垣青年会議所

「私が夢見るまちづくりコンテスト」係
TEL 0584-78-2480

最低賃金改正のお知らせ 厚生労働省 岐阜労働局

最低賃金が次のとおり改正されました。(太文字が改正となった部分です。) 特定(産業別)最低賃金が適用される場合は、岐阜県最低賃金は適用されません。

【お問い合わせ先】

岐阜労働局賃金室

TEL 058-245-8104

または、最寄りの労働基準監督署までお尋ねください。

最低賃金の名称	最低賃金の額
岐阜県最低賃金	時間額 724円
陶磁器・関連連製品 耐火物製造業	時間額 724円 日額 5708円
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	時間額 792円
自動車・同附属品製造業	時間額 830円
航空機・同附属品製造業	時間額 879円

Information Room

「コミュニティバス運行内容の一部変更について」

谷汲横蔵地区・春日地区において、公共交通の実証実験を実施するため、コミュニティバスの運行内容を一部変更いたします。ご理解とご協力をよろしく願っています。

■変更期間

1月27日(月)～

3月7日(金)までの平日

■変更内容

揖斐駅 10:40 発	横蔵ゆき	⇒	『谷汲山』で折り返し
揖斐駅 12:20 発	横蔵ゆき	⇒	『谷汲山』で折り返し
揖斐駅 17:12 発	横蔵ゆき	⇒	『谷汲山』で折り返し
横蔵 11:32 発	揖斐駅ゆき	⇒	『谷汲山』から出発
横蔵 11:33 発	揖斐駅ゆき	⇒	『谷汲山』から出発

春日線

揖斐駅 11:26 発	美束ゆき	⇒	運休
揖斐駅 17:32 発	美束ゆき	⇒	『川合』で折り返し
美束 13:00 発	揖斐駅ゆき	⇒	運休
美束 18:22 発	揖斐駅ゆき	⇒	『川合』から出発

Information Room

第18回ポリテックビション「ものづくり・人づくりイン東海」

東海職業能力開発大学校がものづくりの素晴らしさを発見できるイベントを開催します。今回は、ロボット大賞を受賞した人間型ロボット HRP-4C の実演を含む記念講演、同校学生と近隣3校の工業高校生徒が対決するメカトロニクス技術競技会などを行います。

■日時

2月21日(金) 11時～16時30分
2月22日(土) 9時～15時15分

■場所

大野町総合市民センター

■内容

学生の研究発表・作品の展示、記念講演「サイバネティックヒューマン HRP-4C 未夢」、東海地区技能五輪ユースメカトロニクス技術競技会、相撲ロボット・スマートモバイルロボット・バトルロボットデモンストレーション、ロボットソフト組込み競技デモンストレーション、ものづくり体験 ※詳細は同校ホームページをご覧ください。ただよか、お電話にてお問い合わせください。

なお、記念講演、ものづくり体験はお申込みを願っています。

■入場料 無料

【お問い合わせ先】

東海職業能力開発大学校総務課

TEL 34-3600

FAX 34-2400

今月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。



小寺 みさゑさん(三輪)
12月15日(日) 95歳



溝口 とみゑさん(谷汲徳積)
12月14日(土) 95歳



松久 みづゑさん(新宮)
12月20日(金) 95歳

みなさん、これからもお元気で長生きをしてください。

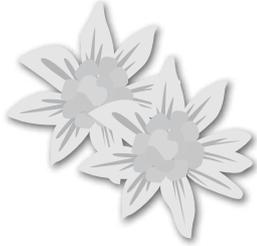
あたたかい善意

◆ 揖斐川尚和園へ

- 林 良夫さん (北方) 野菜
- 牧村 三男さん (北方) 野菜
- 高松 信之さん (小島) 野菜

揖斐川町ふるさと基金

吉尾 士気さん
ありがとうございます。



いびがわ 特産品シリーズ

ケンポナシ (クロウメモドキ科)

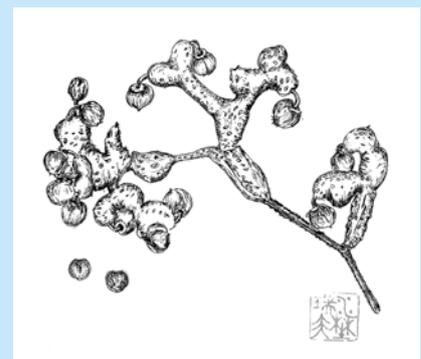
ケンポナシは北海道南部、本州、四国、九州および朝鮮半島、中国に分布する。山野に自生する落葉高木で樹高は10～20mである。樹皮は淡黒灰色で浅く縦裂する。6～7月頃、集散花序を腋生か頂生し、小型で淡緑色の5弁花を多数開く。核果は球形で黒紫色に熟す。太く肉質の果柄にはショ糖、ブドウ糖、リンゴ酸カルシウムなどを含み食べると甘く梨の味がある。お菓子の少なかった頃にはおやつに食べた。

和名のケンポナシはテンポナシ(手棒梨)がなまってケンポナシになった。果柄のふくれた形状から付けられた。

薬用には果実(生薬名: 枳椇子^{キグシ})を用いる。成熟した果実か種子を乾燥する。一般に日本で用いている枳椇子は肥厚した肉質果柄を伴った果実を用いる。秋に採取し乾燥する。

枳椇子は利尿、解毒、降血糖、降血圧作用があり、二日酔い、嘔吐、口の渇き、大小便不利に用いる。枳椇子一回10～15グラムに水500ミリリットルを加えて煎じ、さらに三分の一量に煮詰めて服用する。また酒に浸けて用いる。中国では枳椇子の外に、幹に穴を開けて分泌する液(枳椇木汁: キグボクジュウ)を容器に集め煮詰めてわきがに外用する。樹皮(枳椇木皮: キグボクヒ)を煎じて痔に外用し、消化不良に煎じて内服する。葉(枳椇葉: キグヨウ)は煎じて二日酔いなどに内服する。根(枳椇根: キグコン)も二日酔いに煎じて内服する。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



「所得税の確定申告・町県民税申告」のお知らせ

申告の受付期間は、2月17日(月)～3月17日(月)

申告相談会場及び受付対象地区は、31ページと32ページのとおりです。

申告書は、2月上旬ころ郵送予定です。申告書が届かなくても必要な方は申告してください。

申告には、所得税の確定申告(国税)と町県民税申告(地方税)がありますが、所得税の確定申告をされますと「町県民税申告」は必要ありません。

◎所得税の確定申告が必要な方

(税務署から確定申告書が届いた方は、その用紙をお使いください。)

- (1) 事業所得(営業・農業)や不動産所得(地代・家賃等)があった方
- (2) 給与所得者のうち、たとえば、次のような方が該当します。
 - ①お勤め先で年末調整を受けていない方
 - ②2カ所以上から給与を受けている方
- (3) 土地、建物、株などの売却による譲渡所得のあった方(但し、上場株式の譲渡所得で、特定口座の取引で源泉徴収されている場合は、申告しなくても差し支えありません。)
- (4) (3)に該当する方及び青色申告の方、住宅借入金等特別控除の方は、役場等で申告をお受けできない場合がございますので、税務署(会場：大垣市民会館)への直接申告をお願いいたします。
- (5) 上記以外の方でも医療費控除、寄付金控除または雑損控除など各種控除を受けたい場合や、雑所得や一時所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いて残額のある方などは、確定申告をする必要があります。

◎町県民税申告が必要な方

平成26年1月1日現在、揖斐川町内に住所のある方で、次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①所得税の確定申告をされない方
- ②給与所得のあった方で勤務先から役場へ「給与支払報告書」の提出のない方
※提出の有無は勤務先にご確認ください
- ③営業、地代、家賃、配当、農業、年金などの所得があった方
注)平成25年中に所得がなかった方でも、申告が必要な場合があります。(生活状況等を記入して申告していただくこととなります。)
 - ・国民健康保険に加入している方(国民健康保険税の計算に必要となります。)
 - ・所得に関する証明書が必要な方(国民年金保険料免除申請、福祉医療、児童扶養手当などの公的扶助、町営住宅、保育所入所、教育等に関する申請に必要となる場合があります。)

◎年金受給者の確定申告不要制度

平成23年度の税制改正により、次の①・②のどちらにも当てはまる方は確定申告が不要になりました。

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下の方(複数から受給されている場合は、その合計額です。)
- ②当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下の方
注)所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。
※確定申告書の提出を要しない場合であっても、公的年金等に係る雑所得以外に所得のある方や控除内容に変更または追加のある方などは、町県民税の申告は必要になる場合があります。

◎申告に必要なもの

- 所得税の確定申告書または町県民税の申告書（税務署または役場から送付された方のみ）
 - 印鑑（朱肉を使うもの）
 - 給与所得者は源泉徴収票の原本
 - 公的年金等受給者は、源泉徴収票の原本
 - 営業・農業などの事業所得者は、収支内訳書（帳簿等収入・支出の明細がわかるもの）
 - 所得控除を受けるために必要な証明書、領収書など（平成 25 年 1 月から 12 月分のもの）
 - ・ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - ・ 社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等の控除証明書または領収書
 - ・ 医療費の領収書、医療費のうち保険で補填される金額のわかるもの
 - ・ 配偶者所得のわかるもの
 - ・ 障害者控除を受ける方は身体障害者手帳や療育手帳など
- ※ 営業所得や農業所得などのある方で、帳簿をつけていないなど収入・支出の整理がされていない場合、受付に時間がかかり、会場が大変混雑することとなりますので、お断りすることがございます。必ず収入・支出を整理しておいて下さい。
- ※ 医療費の領収書等は診療を受けた方・医療機関ごとに整理し、合計額を計算しておいて下さい。

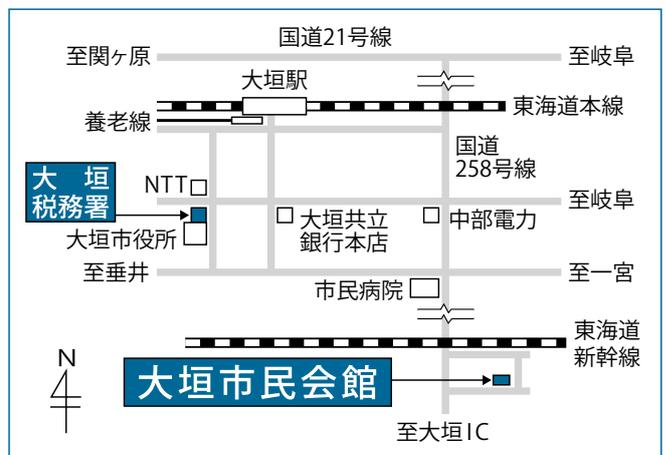
譲渡所得（土地・建物・株式を売った場合など）・贈与税・消費税に関する申告については、大垣市民会館で申告を行ってください。（土・日を除く）

大垣税務署から確定申告会場のご案内

平成 25 年分所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告会場が、「大垣市民会館」で開設されます。

- 開設期間 平成 26 年 2 月 17 日（月）～ 3 月 17 日（月）
※ 土・日曜日を除く
- 開設時間 9 時～ 17 時
- 会場 大垣市民会館 3 階 大会議室
大垣市新田町 1-2（大垣市民プール南隣）

申告書の作成には時間を要しますので、16 時までにおこしいたぎますようお願いいたします。なお、会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。
※ 上記開設期間中、大垣税務署には申告会場を設けておりません。
※ 大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。



【お問い合わせ先】

大垣税務署 TEL 0584-78-4101（自動音声案内に従ってご用件の番号を選択してください）

住宅借入金等特別控除の還付申告説明会

※ 大垣税務署と西濃各市町との合同説明会です。

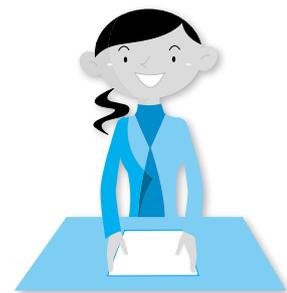
平成 25 年中に借入れをして新築された方はご来場ください。

- 開催日 平成 26 年 2 月 12 日（水） ● 受付時間 13 時～16 時
 - 会場 大垣市民会館（大垣市新田町 1-2） 3 階 大会議室
- 説明会は次の日程でも行います。

2 月 13 日（木） 9 時 15 分～12 時、13 時～16 時 30 分

2 月 14 日（金） 9 時 15 分～12 時、13 時～16 時 30 分

会場の混雑状況により、午前・午後の部ともに、案内を早めに終了する場合があります。



ご不明な点がございましたら、税務課町民税係までお尋ねください。TEL 22-2111

平成25年分申告相談会場・日程

揖斐川地域

月	日	曜日	時間	地区	会場
2	17	月	9:00～16:00	北方	北方公民館
	18	火	9:00～16:00	大和(上南方)	大和公民館
	19	水	9:00～16:00	大和(若松・房島・極楽寺)	大和公民館
	20	木	9:00～16:00	清水	清水公民館
	21	金	9:00～16:00	胫永	胫永公民館
	24	月	9:00～16:00	小島(北・西)	小島公民館
	25	火	9:00～16:00	小島(東・南)	小島公民館
	26	水	9:00～16:00	揖斐	揖斐川町役場
27	木				
2月28日(金) } 3月17日(月) (土・日を除く)			9:00～16:00	揖斐地域全域	揖斐川町役場

谷汲地域

月	日	曜日	時間	地区	会場
2	17	月	9:00～16:00	深坂	谷汲文化会館
	18	火	9:00～16:00	大洞	
	19	水	9:00～16:00	府内・上長瀬	東部文化会館
	20	木	9:00～16:00	神原・木曾屋・有鳥	高齢者ふれあいセンター
	21	金	9:00～16:00	高科・岐礼・沖野	岐礼多目的集会場
	24	月	9:00～16:00	下長瀬・赤石・山田	下長瀬地区活性化支援センター
	25	火	9:00～16:00	名礼	谷汲文化会館
26	水	9:00～16:00	徳積		
2月27日(木) } 3月17日(月) (土・日を除く)			9:00～16:00	谷汲地域全域	谷汲文化会館

春日地域

月	日	曜日	時間	地区	会場	
2	17	月	9:00～12:00	滝	滝集会場	
			13:30～16:00	檜	檜多目的集会場	
	18	火	9:00～16:00		下ヶ流	下ヶ流ふれあい館
			19	水	9:00～12:00	上ヶ流
	13:30～16:00	香六			香六青少年会館	
	20	木	9:00～16:00	小宮神	春日公民館	
	21	金	9:00～16:00	川合・中山	川合多目的集会場	
	24	月	9:00～16:00		美東	春日高齢者コミュニティセンター
			25	火	9:00～12:00	美東
	13:30～16:00	古屋			古屋多目的集会場	
2月26日(水) } 3月17日(月) (土・日を除く)			9:00～16:00	春日地域全域	春日振興事務所	

久 瀬 地 域

月	日	曜日	時 間	地 区	会 場
2月17日(月)		}	9:00～16:00	久瀬地域全域	久瀬振興事務所
2月21日(金)					
2	24	月	9:30～15:30	小津	小津公民館
	25	火	9:30～11:30	日坂	日坂公民館
			13:00～16:00	久瀬地域全域	久瀬振興事務所
2月26日(水)		}	9:00～16:00	久瀬地域全域	久瀬振興事務所
3月17日(月) (土・日を除く)					

藤 橋 地 域

月	日	曜日	時 間	地 区	会 場
2月17日(月)		}	9:00～16:00	藤橋地域全域	藤橋振興事務所
3月17日(月) (土・日を除く)					

坂 内 地 域

月	日	曜日	時 間	地 区	会 場
2	17	月	9:00～16:00	坂内地域全域	坂内振興事務所
	18	火			
	19	水	9:30～11:30	諸家	諸家集会場
			13:30～15:30	坂本	坂本コミュニティセンター
	20	木	9:30～11:30	川上	川上集会場
			13:30～15:30	広瀬	広瀬集会場
2月21日(金)		}	9:00～16:00	坂内地域全域	坂内振興事務所
3月17日(金) (土・日を除く)					

譲渡所得(土地・建物・株式を売った場合など)・贈与税・消費税に関する申告については、大垣市民会館で申告を行ってください。(土・日を除く)

